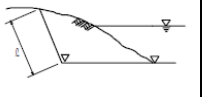
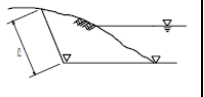
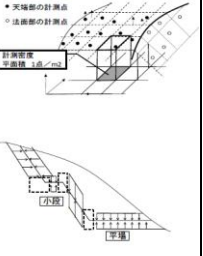
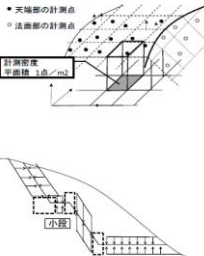


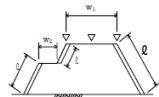
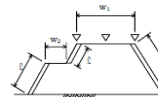
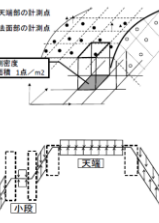
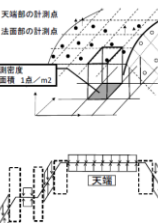
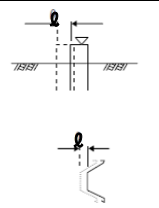
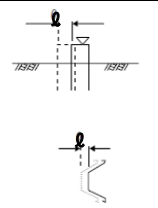
出来形管理基準新旧対照表

現行										改定																	
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由			
1	共通編	2	3	1	掘削工	基準高▽ 法長ℓ	±50 -200	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				1	共通編	2	3	1	掘削工	基準高▽ 法長ℓ	±50 -200	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。			
1	共通編	2	3	2	掘削工 (面管理の場合)	平場 法面(小段含む)	標高較差 水平または標高較差	±50 ±70	±150 ±160	平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1	共通編	2	3	2	掘削工 (面管理の場合)	平場 法面(小段含む)	標高較差 水平または標高較差	±50 ±70	±150 ±160	平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
1	共通編	2	3	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場 法面(小段含む)	標高較差 水平または標高較差	±50 ±70	±300 ±300	平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴」を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1	共通編	2	3	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平場 法面(小段含む)	標高較差 水平または標高較差	±50 ±70	±300 ±300	平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。	

出来形管理基準新旧対照表

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 河川・海岸・砂防土工	3 1	盛土工	基準高▽ 法長 ϕ 幅 w_1, w_2	-50 -100 -100	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1 共通編	2 3 河川土工・海岸土工・砂防	3 1	盛土工	基準高▽ 法長 ϕ 幅 w_1, w_2	-50 -100 -100	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
1 共通編	2 土工	3 2	盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差 法面4割<勾配 法面4割≧勾配(小段含む)	-50 -50 -60	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「T S(インフラズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	1 共通編	2 3 河川土工・海岸土工・砂防	3 2	盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差 法面4割<勾配 法面4割≧勾配(小段含む)	-50 -50 -60	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
1 共通編	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚 さ t 控 え 長 さ	-50 -50 設計値以上	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		1 共通編	2 3 河川土工・海岸土工・砂防	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽ 厚 さ t 控 え 長 さ	-50 -50 設計値以上	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
1 共通編	3 河川・海岸・砂防土工	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1 共通編	2 3 河川土工・海岸土工・砂防	5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。

出来形管理基準新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	3	1	路面盛土工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は道路中心線および端部で測定。		1 共通編	2	4	3	1	路面盛土工	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。 基準高は道路中心線および端部で測定。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
						法長ℓ	-100	法長ℓ								-100					
1	共通編	2	4	3	2	路面盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS等定波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1 共通編	2	4	3	2	路面盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
							天端 標高較差	±50									±150	天端 標高較差			
3	土木工事共通編	2	3	4	1	矢板工[指定仮設・任意仮設は除く→「3.2.10仮設工参照」] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		3 土木工事共通編	2	3	4	1	矢板工[指定仮設・任意仮設は除く→「3.2.10仮設工参照」] (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長20mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
							根入長	設計値以上									根入長	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	3	5	1	緑石工 (緑石・アスカープ)	延長L	-50	1箇所/1施工箇所 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3 土木工事共通編	2	3	5	1	緑石工 (緑石・アスカープ)	延長L	-50	1箇所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。

出来形管理基準新旧対照表

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽ 幅 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			3	2	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽ 幅 高さ h 延長 L	±30 -30 -30 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽ 延長 L	±30 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽ 延長 L	±30 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内	全数について杭中心で測定。			3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径 D	±50 設計値以上 100以内 1/100以内 設計値以上	全数について杭中心で測定。			3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径 D	±50 設計値以上 D/4以内かつ100以内 1/100以内 設計値以上	全数について杭中心で測定。		諸基準値の改定にともなう
3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径 D	±50 設計値以上 100以内 1/100以内 設計径(公称径)-30)以上	全数について杭中心で測定。			3	2	4	5		場所打杭工	基準高▽ 根入長 偏心量 d 傾斜 杭径 D	±50 設計値以上 100以内 1/100以内 設計径(公称径)-30)以上	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽ 法長 ℓ 厚さ(ブロック積張) t ₁ 厚さ(裏込) t ₂ 延長 L	±50(±20) -50 -50 -50 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 () 書きは舗装面に接する基準値。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸工編)(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽ 法長 ℓ 厚さ(ブロック積張) t ₁ 厚さ(裏込) t ₂ 延長 L	±50(±20) -50 -50 -50 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 () 書きは舗装面に接する基準値。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の策定による改定。

出来形管理基準新旧対照表

編 章 節 条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編 章 節 条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	3	2	コンクリートブ ロック工 (連節ブロック張 り)	基準高▽ 法長ℓ 延長 L ₁ , L ₂	±50 -100 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 「T S等光波方式を用いた出来形管 理要領(護岸工編)(案)」の規定 による測点の管理方法を用いること ができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	3	2	コンクリートブ ロック工 (連節ブロック張 り)	基準高▽ 法長ℓ 延長 L ₁ , L ₂	±50 -100 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。		「3次元計測 技術を用いた 出来形管理要 領(案)」の策 定による改 定。
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	3	3	コンクリートブ ロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽ 幅 w 延長 L	±50 -100 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 「T S等光波方式を用いた出来形管 理要領(護岸工編)(案)」の規定 による測点の管理方法を用いること ができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	3	3	コンクリートブ ロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽ 幅 w 延長 L	±50 -100 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。		「3次元計測 技術を用いた 出来形管理要 領(案)」の策 定による改 定。
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	4	4	緑化ブロック工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(ブロック) t ₁ 厚さ(裏込) t ₂ 延長 L	±50 -50 -50 -50 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を 測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管 理要領(護岸工編)(案)」の規定 による測点の管理方法を用いること ができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	4	4	緑化ブロック工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(ブロック) t ₁ 厚さ(裏込) t ₂ 延長 L	±50 -50 -50 -50 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を 測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。		「3次元計測 技術を用いた 出来形管理要 領(案)」の策 定による改 定。
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	5	5	石積(張)工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(石積・張) t ₁ 厚さ(裏込) t ₂ 延長 L	±50 -50 -50 -50 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を 測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管 理要領(護岸工編)(案)」の規定 による測点の管理方法を用いること ができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロッ ク積(張 工)	5	5	石積(張)工	基準高▽ 法長ℓ 厚さ(石積・張) t ₁ 厚さ(裏込) t ₂ 延長 L	±50 -50 -50 -50 -50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m 以下のものは1施工箇所につき2箇 所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を 測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。		「3次元計測 技術を用いた 出来形管理要 領(案)」の策 定による改 定。
										3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	4	橋面防水工(シー ト系 新規設床敷 防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇 所毎に目視と測定により全面を確認		新規追加

現行													改定													改定理由
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値 の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X ₁₀) *面管理の場 合は測定値 の平均						
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (粒調Fe含む)	基準高▽ 厚 さ 幅	+0 -40 -45 -50	- -15 -	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは各車 線80m毎に1箇所を掘り起こして 測定。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X ₁₀)について 満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。		3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (粒調Fe含む)	基準高▽ 厚 さ 幅	+0 -40 -45 -50	- -15 -	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは各車 線80m毎に1箇所を掘り起こして 測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いること ができる。	厚さは、個々の測定値が10個に 9個以上の割合で規格値を満足し なければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X ₁₀)について 満足しなければならない。ただ し、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しな い。	3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領 (案)の策 定による改 定。			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) □ (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90 ±90	+40 -15 +40 -15	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」 または「T.S.(ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。この場合、 基準高の評価は省略する。			3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) □ (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90 ±90	+40 -15 +40 -15	1. 3次元データによる出来形管理 において「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づき出 来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。この場合、 基準高の評価は省略する。	3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領 (案)の策 定による改 定。				
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (粒調Fe含む)	基準高▽ 厚 さ 幅	±20 -25 -50	- -8 -	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは各車 線80m毎に1箇所を掘り起こして 測定。			3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (粒調Fe含む)	基準高▽ 厚 さ 幅	±20 -25 -50	- -8 -	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは各車 線80m毎に1箇所を掘り起こして 測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いること ができる。	3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領 (案)の策 定による改 定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (粒調Fe含む) □ (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (粒調Fe含む) □ (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ 幅 基準高▽	-25 -50 ±20	-8 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ 幅 基準高▽	-25 -50 ±20	-8 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)の策定による改定。

現行										改定										改定理由																																																																																																																																																																			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由																																																																																																																																																															
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均																																																																																																																																																																			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。			3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																																																																																																																																															
					幅	-50	-											幅	-50	-																																																																																																																																																																			
					基準高▽	±20	-												基準高▽	±20		-																																																																																																																																																																	
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動型搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																																																																																																																																															
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。			3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																																																																																																																																																															
					幅	-25	-																																																																																																																																																																																
					基準高▽	±20	-																																																																																																																																																																																
										<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">アスファルト舗装工事に際するコア採取回数について</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">対象面積 (㎡以上～㎡未満)</th> <th rowspan="2">判定</th> <th colspan="2">品質試験</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>抽出</th> <th>密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>50～500</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>500～1,000</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1,000～2,000</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2,000～3,000</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3,000～4,000</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>4,000～5,000</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>5,000～6,000</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>6,000～7,000</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>7,000～8,000</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>8,000～9,000</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>9,000～10,000</td> <td>3</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>10,000～11,000</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下抽出試験は、10,000㎡増える毎に3個、密度及び厚さ確認は1,000㎡増える毎に1個追加する。 ・品質試験は、舗装面積が500㎡以上を対象とし、同一配合の重層アスファルトは、各層の合計面積を対象面積とする。 ・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 ・コア採取により、橋面舗装等において床版等に損傷を与える恐れのある場合、他の方法によることができる。</p>										アスファルト舗装工事に際するコア採取回数について					対象面積 (㎡以上～㎡未満)	判定	品質試験		合計	抽出	密度	～50	0	0	1	1	50～500	0	0	1	1	500～1,000	3	3	1	4	1,000～2,000	3	3	2	5	2,000～3,000	3	3	3	6	3,000～4,000	3	4	4	7	4,000～5,000	3	5	5	10	5,000～6,000	3	6	6	12	6,000～7,000	3	7	7	14	7,000～8,000	3	8	8	16	8,000～9,000	3	9	9	18	9,000～10,000	3	10	10	20	10,000～11,000	8	11	11	22	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">アスファルト舗装工事に際するコア採取回数について</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">対象面積 (㎡以上～㎡未満)</th> <th rowspan="2">判定</th> <th colspan="2">品質試験</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>抽出</th> <th>密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～50</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>50～500</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>500～1,000</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>1,000～2,000</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>2,000～3,000</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>3,000～4,000</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>4,000～5,000</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>5,000～6,000</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>6,000～7,000</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>7,000～8,000</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>8,000～9,000</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>9,000～10,000</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>10,000～11,000</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下抽出試験は、10,000㎡増える毎に3個、密度及び厚さ確認は1,000㎡増える毎に1個追加する。 ・品質試験は、舗装面積が500㎡以上を対象とし、同一配合の重層アスファルトは、各層の合計面積を対象面積とする。 ・厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 ・コア採取により、橋面舗装等において床版等に損傷を与える恐れのある場合、他の方法によることができる。</p>										アスファルト舗装工事に際するコア採取回数について					対象面積 (㎡以上～㎡未満)	判定	品質試験		合計	抽出	密度	～50	0	0	1	1	50～500	0	0	1	1	500～1,000	3	3	2	5	1,000～2,000	3	3	3	6	2,000～3,000	3	3	3	6	3,000～4,000	3	4	4	7	4,000～5,000	3	4	4	7	5,000～6,000	3	5	5	10	6,000～7,000	3	6	6	12	7,000～8,000	3	7	7	14	8,000～9,000	3	8	8	16	9,000～10,000	3	9	9	18	10,000～11,000	8	11	11	22
アスファルト舗装工事に際するコア採取回数について																																																																																																																																																																																							
対象面積 (㎡以上～㎡未満)	判定	品質試験		合計																																																																																																																																																																																			
		抽出	密度																																																																																																																																																																																				
～50	0	0	1	1																																																																																																																																																																																			
50～500	0	0	1	1																																																																																																																																																																																			
500～1,000	3	3	1	4																																																																																																																																																																																			
1,000～2,000	3	3	2	5																																																																																																																																																																																			
2,000～3,000	3	3	3	6																																																																																																																																																																																			
3,000～4,000	3	4	4	7																																																																																																																																																																																			
4,000～5,000	3	5	5	10																																																																																																																																																																																			
5,000～6,000	3	6	6	12																																																																																																																																																																																			
6,000～7,000	3	7	7	14																																																																																																																																																																																			
7,000～8,000	3	8	8	16																																																																																																																																																																																			
8,000～9,000	3	9	9	18																																																																																																																																																																																			
9,000～10,000	3	10	10	20																																																																																																																																																																																			
10,000～11,000	8	11	11	22																																																																																																																																																																																			
アスファルト舗装工事に際するコア採取回数について																																																																																																																																																																																							
対象面積 (㎡以上～㎡未満)	判定	品質試験		合計																																																																																																																																																																																			
		抽出	密度																																																																																																																																																																																				
～50	0	0	1	1																																																																																																																																																																																			
50～500	0	0	1	1																																																																																																																																																																																			
500～1,000	3	3	2	5																																																																																																																																																																																			
1,000～2,000	3	3	3	6																																																																																																																																																																																			
2,000～3,000	3	3	3	6																																																																																																																																																																																			
3,000～4,000	3	4	4	7																																																																																																																																																																																			
4,000～5,000	3	4	4	7																																																																																																																																																																																			
5,000～6,000	3	5	5	10																																																																																																																																																																																			
6,000～7,000	3	6	6	12																																																																																																																																																																																			
7,000～8,000	3	7	7	14																																																																																																																																																																																			
8,000～9,000	3	8	8	16																																																																																																																																																																																			
9,000～10,000	3	9	9	18																																																																																																																																																																																			
10,000～11,000	8	11	11	22																																																																																																																																																																																			

編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 定			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改 定 理 由						
						測定項目	規 格 値					測定項目	規 格 値											
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均										
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは各車 線80m毎に1箇所を掘り起こして 測定。			3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは各車 線80m毎に1箇所を掘り起こして 測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いること ができる。			3次元計測 技術を用いた出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
						幅	-50	-										幅	-50	-				
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-				
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭載 型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」 または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。			3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理 において「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づき出 来形管理を実施する場合、その他 基準に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理 を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。			3次元計測 技術を用いた出来形管 理要領 (案)の策 定による改 定。
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安 定処理工	厚 さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1個の割でコアを採取 もしくは掘り起こして測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来			3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安 定処理工	厚 さ	-25	-8	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1個の割でコアを採取 もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いること ができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来			3次元計測 技術を用いた出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
						幅	-50	-										幅	-50	-				
						基準高▽	±20	-										基準高▽	±20	-				

現行													改定													改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅 基準高▽	-15 -50 ±20	-5 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来			3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅 基準高▽	-15 -50 ±20	-5 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 横面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーセンサーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ 幅 基準高▽	-15 -50 ±20	-5 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ 幅 基準高▽	-15 -50 ±20	-5 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

現行											改定											改定理由																														
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要																												
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均																																
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9割以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9割以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9割以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。																					
幅	-25	-	幅	-25	-	幅	-25	-																																												
基準高▽	±20	-	基準高▽	±20	-	基準高▽	±20	-																																												
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースカナードーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースカナードーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ランプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。											
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2							基準高、幅は延長20m毎に1箇所9割以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3	2	6							9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ							-7	-2	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9割以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3				2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2	基準高、幅は延長20m毎に1箇所9割以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
幅	-25	-	幅	-25	-	幅	-25	-																																												
平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下	平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下	平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下																																												
基準高▽	±20	-	基準高▽	±20	-	基準高▽	±20	-																																												

現行													改定													改定理由
編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	技 番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X10) *面管理の場合 は測定値 の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定 値の平均 (X10) *面管理の場合 は測定値 の平均						
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3	基準高は片側延長20m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所 コアを採取して測定。 幅は、片側延長20m毎に1箇所測 定。 ※歩道舗装に適用する			3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3	基準高は片側延長20m毎に1箇所 の割で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所 コアを採取して測定。 幅は、片側延長20m毎に1箇所測 定。 ※歩道舗装に適用する 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測点の管理方法を用いること ができる。					3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の規定による 改定。
						幅	-25	-										幅は、片側延長20m毎に1箇所測 定。								
						基準高▽	±20	-																		
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理 において「地上型レーザースキャ ナーを用いた出来形管理要領(舗装 工事編)(案)」、「地上移動体搭 載型レーザースキャナーを用いた出 来形管理要領(舗装工事編)(案)」 または「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領(舗装工事 編)(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/㎡(平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。			3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理 において「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」に基づき出 来形管理を実施する場合、その他 基準に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来形 管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測 精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面と し、全ての点で標高値を算出する。 計測密度は1点/㎡(平面投影面積 当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該 層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する 場合は、直下層の目標高さ+直下層 の標高較差平均値+設計厚さから求 まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。				3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の規定による 改定。	
3	2	6	11	1	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心 線および端部で測定。厚さは、 1000㎡に1個の割でコアを採取 して測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。			3	2	6	11	1	グーアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心 線および端部で測定。厚さは、 1000㎡に1個の割でコアを採取 して測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出 来形管理を実施する場合は、同 要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出 来形管理を実施することができる。				3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の規定による 改定。	
						幅	-50	-										幅は、片側延長20m毎に1箇所測 定。								
						基準高▽	±20	-																		

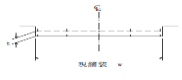
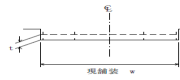
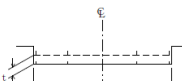
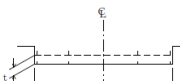
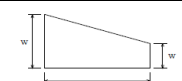
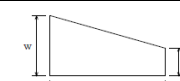
現行													改定													改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要							
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均										
3	2	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	11	2	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。										3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚さ 幅 基準高▽	-9 -25 ±20	-3 - -	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚さ 幅 基準高▽	-9 -25 ±20	-3 - -	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。						3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定			
3	2	6	11	4	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	11	4	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。									3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定	

現行													改定													改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工(表層工)	厚 さ	-7	-2	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工(表層工)	厚 さ	-7	-2	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。				
						幅	-25	-																		
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下																		
						基準高▽	±20	-																		
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工(表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-2	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーシキナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーシキナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ランプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工(表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-2	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。			
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下																		
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。			3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽	+0	-	基準高、幅は延長20m毎に1箇所を割とし、基準高は道路中心線および端部で測定。厚さは各車線80m毎に1箇所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。					
						厚 さ	-45	-15																		
						幅	-50	-																		

現行													改定													改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは は標高較差	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。						3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55		-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。				

現行													改定															
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由				
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」または「TS (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) の策定による改定。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ラングリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。							3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ 幅 基準高▽	-25 -50 ±20	-8 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取 もしくは掘り起こして測定。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合		3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ 幅 基準高▽	-25 -50 ±20	-8 — —	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1箇所の割でコアを採取 もしくは掘り起こして測定。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の 場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。						3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「T.S.(ラングリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。						3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。	

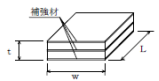
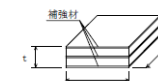
現行										改定										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1個の割でコアを採取 して測定。			3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-5	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1個の割でコアを採取 して測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いることが できる。			3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
	幅	-50	-		幅	-50	-																	
	基準高▽	±20	-		基準高▽	±20	-																	
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1個の割でコアを採取 して測定。			3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-3	基準高、幅は延長20m毎に1箇所 の割とし、基準高は道路中心線 および端部で測定。厚さは、 1,000 m ² に1個の割でコアを採取 して測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いることが できる。			3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
	幅	-25	-		幅	-25	-																	
	基準高▽	±20	-		基準高▽	±20	-																	
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ	-7	-2	厚さは10m毎に現舗装高切削後の 基準高で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及 びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/ 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変 えることができる。 測定方法は自動横断測定法によ ることが出来る。			3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ	-7	-2	厚さは10m毎に現舗装高切削後の 基準高で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及 びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/ 施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変 えることができる。 測定方法は自動横断測定法によ ることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いることが できる。			3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定による 改定。
	幅 W	-25	-		幅 W	-25	-																	
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚 さtのみ	厚さ t (標高較 差)	-17 (17) (面管理と して緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形 管理要領(案)(路面切削工)に 基づき出来形管理を実施する場合に 適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべ ての点で設計面との厚さtまたは標 高較差を算出する。計測密度は1点 /m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗 装高切削後の基準高との差で算出す る。 4. 幅は、延長40m毎に測定するも のとし、延長40m未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。			3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚 さtのみ	厚さ t (標高較 差)	-17 (17) (面管理と して緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべ ての点で設計面との厚さtまたは標 高較差を算出する。計測密度は1点 /m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗 装高切削後の基準高との差で算出す る。 4. 幅は、延長40m毎に測定するも のとし、延長40m未満の場合は、2 箇所/施工箇所とする。			3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領(案) の策定によ
	幅 W	-25	-		幅 W	-25	-																	
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工 幅 W	-30	路盤工舗装工各層毎、それぞれ の工種の基準に従うこと。 			3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工 幅 W	-30	路盤工舗装工各層毎、それぞれ の工種の基準に従うこと。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測定の管理方法を用いること ができる。			3次元計測 技術を用い た出来形管 理要領 (案)の策 定による改 定。		
	延長L	-50			延長L	-50																		
	厚さ t	該当工種			厚さ t	該当工種																		
	舗設工 幅 W	-10			舗設工 幅 W	-10																		
	延長L	-50			舗設工 延長L	-50																		

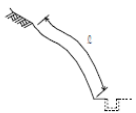

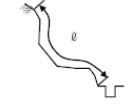
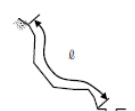


現行							改定							改定理由								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高	±50	延長20m毎に1箇所ずつ測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			3	2	7	2		路床安定処理工	基準高	±50	延長20m毎に1箇所ずつ測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						施工厚さ	t										-50					
						幅	w										-100					
						延長	L										-50					
3	2	7	4	2	表層安定処理工(サンドマット海上)(ICT施工の場合)	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			3	2	7	4	2	表層安定処理工(サンドマット海上)(ICT施工の場合)	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						法長	ℓ										-500					
						天端幅	w										-300					
						天端延長	L										-500					
3	2	7	9	3	固結工(中層混合処理)	基準高	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。			3	2	7	9	3	固結工(中層混合処理)	基準高	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						施工厚さ	t										設計値以上					
						幅	w										設計値以上					
						延長	L										設計値以上					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
3	2	12	1	1	铸造費(金属支承工)	中心距離	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。			3	2	12	1	1	铸造費(金属支承工)	中心距離	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。				
							センターボスを基準にした孔位置のずれ	1以下											ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1以下					
							≦1000mm												≦1000mm					ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下
							>1000mm												>1000mm					ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下
1.5以下	1.5以下	1.5以下																							
3	2	12	1	1	铸造費(金属支承工)	シヤボ孔(上用孔・開放孔)	孔の直径	+3 -1 +4 -2	製品全数を測定。 ※1)片面削り加工も含む。 ※2)ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。			3	2	12	1	1	铸造費(金属支承工)	シヤボ孔(上用孔・開放孔)	孔の直径	+3 -1 +4 -2	製品全数を測定。 ※1)ガス切寸法を準用する。 ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照				
							孔の中心距離	JIS B 0403 CT13											孔の中心距離※1	JIS B 0403- 1995 CT13					
							ボスの直径	+0 -1											ボスの直径	+0 -1					
							ボスの高さ	+1 -0											ボスの高さ	+1 -0					
																			ボスの直径	+0 -1					
																			ボスの高さ	+1 -1					
																			ボスの直径	+0 -1					
																			ボスの高さ	+1 -1					
																			上唇の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403- 1995 CT13					
																			全移動量※4	0≦300mm ±2					
																			全移動量※4	0>300mm ±0/100					
																			上、下面加工仕上げ	±3					
																			組立高さH H≦300mm	±3					
																			組立高さH H>300mm	(H/200+3)小数点以下切り捨て					
																			普通寸法 鑄造し長さ寸法※1,※2	JIS B 0403 CT14					
																			普通寸法 鑄造し肉厚寸法※1	JIS B 0403 CT15					
																			普通寸法 削り加工寸法	JIS B 0405 粗級					
																			普通寸法 ガス切寸法	JIS B 0417 B級					

諸基準類の改定に伴う修正

諸基準類の改定に伴う修正

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	備考																						
3	土木工事	一般施工	12	1	2	舗造費(大型ゴム支承工)	W, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差			3	土木工事	一般施工	12	1	2	舗造費(大型ゴム支承工)	W, L, D ≤ 500	0~+5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支保便覧参照			諸基準類の改定に伴う修正																				
							500 < W, L, D ≤ 1500mm	0~+1%																																				
							1500 < W, L, D	0~+15																																				
							t ≤ 20mm	±0.5																																				
							20 < t ≤ 160	±2.5%																																				
							160 < t	±4																																				
							平面度	1																																				
							相対誤差	$\frac{w, L, D \leq 1,000mm}{1,000mm < w, L, D}$											$\frac{1}{(w, L, D) / 1,000}$																									
							3	土木工事											一般施工	14					2	1	植生工(種子散布工)(張芝工)(筋芝工)(市松芝工)(植生シート工)(植生マット工)(植生筋工)(人工張芝工)(植生穴工)	法 長 ℓ	-200	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンブリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			3	土木工事	一般施工	14	2	1	植生工(種子散布工)(張芝工)(筋芝工)(市松芝工)(植生シート工)(植生マット工)(植生筋工)(人工張芝工)(植生穴工)	法 長 ℓ	-200	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
																												延 長 L	-50															
延 長 L	-50																																											

編 章	節	条	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章	節	条	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工	3	吹付工(仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	-50	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法 面 工	3	吹付工(仮設を含む) (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	-50	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による改定。	
					厚さ t	-10	200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。							厚さ t	-10	200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。			
					延 長 L	-50	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							延 長 L	-50	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 2 14 4 1	土木一般施工 共通	法枠工 (現場打付枠工)	法長 ϕ	-100	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による	3 2 14 4 1	土木一般施工 共通	法枠工 (現場打付枠工)	法長 ϕ	-100		曲線部は設計図書による
			幅 w	-30	枠延長100mにつき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。									
			高さ h	-30										
			枠中心間隔 a	± 100										
			延長 L	-50	1施工箇所毎									
3 2 14 6	土木一般施工 共通	アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)			3 2 14 6	土木一般施工 共通	アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上		鉄筋入工も通す
			配置誤差 d	100										
			せん孔方向 θ	± 2.5 度										
3 2 15 1	土木一般施工 共通	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50 (± 20)	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 但し、高さまたは法長の変化点は必ず測定する。 () 書きは舗装面に接する基準高。			3 2 15 1	土木一般施工 共通	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50 (± 20)		
			厚さ t	-20										
			裏込厚さ	-50										
			幅 W_1, W_2	-30										
			高さ h	-50										
			延長 L	-50							1施工箇所毎			
3 2 15 2	土木一般施工 共通	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50 (± 20)	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 () 書きは舗装面に接する基準高。			3 2 15 2	土木一般施工 共通	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50 (± 20)		
			延長 L	-50							1施工箇所毎			

施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。
計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

全数 (任意仮設は除く)

施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。
但し、高さまたは法長の変化点は必ず測定する。
() 書きは舗装面に接する基準高。
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

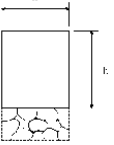
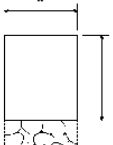
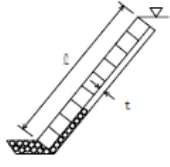
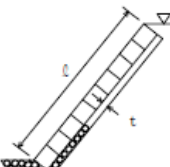
3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

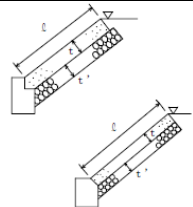
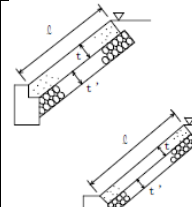
法面の鉄筋挿入工の出来形管理項目がないため。

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							平均値	個々の計測値											平均値	個々の計測値				
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船 (面管理の場合))	標高較差	0以下	+400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船 (面管理の場合))	標高較差	0以下	+400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。

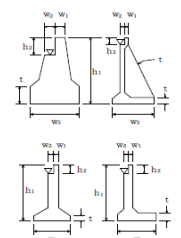
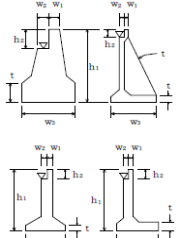
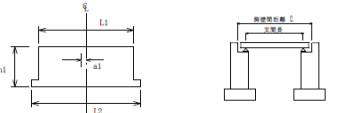
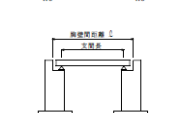
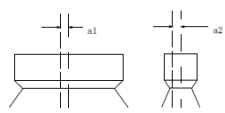
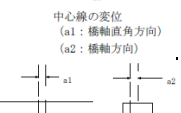
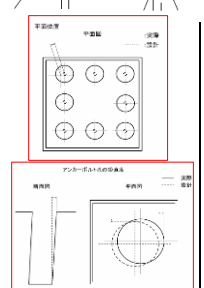
現行							改定							改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
6	1	河川編	7	4	法覆護岸工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。			6	1	河川編	7	4	法覆護岸工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
						高さ h	-30										高さ h	-30						
7	1	河川編	6	4	堤防・護岸工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(護岸編)(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			7	1	河川編	6	4	堤防・護岸工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。		
						法長 \varnothing	$\varnothing < 5m$										-100	法長 \varnothing					$\varnothing < 5m$	-100
							$\varnothing \geq 5m$										$\varnothing \times (-2\%)$						$\varnothing \geq 5m$	$\varnothing \times (-2\%)$
						厚さ t	-50										厚さ t	-50						
						延長 L	-200										延長 L	-200						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
7	1	堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。				7	1	堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長20mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定による改定。	
						法長 ℓ	$\ell < 5m$											-50	$\ell \geq 5m$					-100
						厚さ t	$t < 100$											-20	$t \geq 100$					-30
							裏込材厚 t'											-50						
						延長 L	-200																	

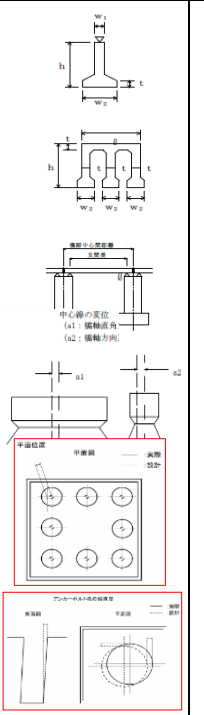
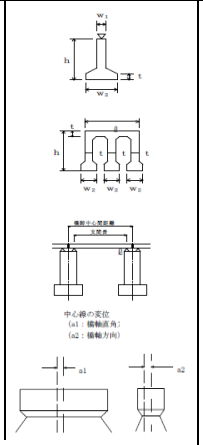
現行										改定案										改定理由																																																		
編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	摘要																																															
						測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)										測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)																																																		
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±40	-	基準高は片側延長20m毎に1箇所 の割合で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所 掘り起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所測 定。 ※両端部2点で測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れがある場合は、他の方 法によることができる。	10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±40	-	基準高は片側延長20m毎に1ヶ所 の割合で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所 掘り起して測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測 定。 ※両端部2点で測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れがある場合は、他の方 法によることができる。	10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	基準高、幅は、片側延長20m毎に 1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所 コアを採取して測定。	10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	基準高、幅は、片側延長20m毎に 1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1ヶ所 コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れがある場合は、他の方 法によることができる。	10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	幅	-25	-	「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れがある場合は、他の方 法によることができる。	10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	基準高▽	±20	-	「3次元計測技術を用いた出来形 管理要領(案)」の規定による測 定の管理方法を用いることができ る。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れがある場合は、他の方 法によることができる。	10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工
						幅	-50	-									幅	-50	-																																																			

3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による改定。

現行										改定										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路 層排水工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路 層排水工	基準高 ▽	±30	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						延長 L	-50	1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									延長 L	-50	1箇所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			

編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編 章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要											
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8	橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8	橋台躯体工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測手法にて計測による出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測手法にて計測		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による改定。アンカーボルトの計測位置の明確化												
					厚 さ t	-20																								
					天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-10																								
					天 端 幅 w ₂ (橋軸方向)	-10																								
					敷 幅 w ₃ (橋軸方向)	-50																								
					高 さ h ₁	-50																								
					胸壁の高さ h ₂	-30																								
					天 端 長 l ₁	-50																								
					敷 長 l ₂	-50																								
					胸壁間距離 ℓ	±30																								
					支 間 長 及 び中 心線の変位	±50																								
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高								+10~-20	 <p>中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p>				10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8	橋台躯体工	支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による改定。アンカーボルトの計測位置の明確化
						平面位置								±20																
						アンカーボルト孔の鉛直度								1/50以下																
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8	橋台躯体工	支 間 長 及 び 中 心 線 の 変 位	±50	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による改定。アンカーボルトの計測位置の明確化															
平面位置	±20																													
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下																													
																														

編 章 節 条	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編 章 節 条	枝 番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。 アンカーボルトの計測位置の明確化	
					厚 さ t	-20													
					天 端 幅 w_1	-20													
					敷 幅 w_2	-20													
					高 さ h	-50													
					長 さ ℓ	-20													
					橋脚中心間距離 ℓ	± 30													
					支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50													
				支 承 部 アンカ箱抜きボルト根ト格の値	計画高	+10~-20													
					平面位置	± 20													
					アンカボルト孔の鉛直度	1/50以下													



なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)
ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施すべし。

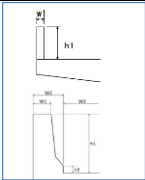
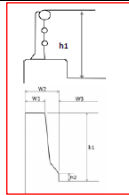
支 承 部 アンカボルトの箱抜き規格値の平面位置は客座の中心ではなく、アンカボルトの箱抜きの中心で測定。

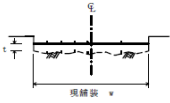
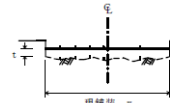
アンカボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。

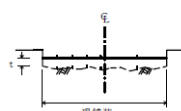
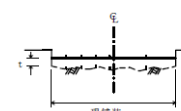
現行										改定										改定理由										
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
10	4	鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3 …… ℓ ≤ 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			10	4	鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3 …… ℓ ≤ 10	図面の寸法表示箇所にて測定。									
								±4 …… ℓ > 10												±4 …… ℓ > 10										
10	5	鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	±5	B: 支承中心間隔 (m)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。			10	5	鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	±5	B: 支承中心間隔 (m)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。							
																											可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量を道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。	
																											支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 鋼橋	±5 (4+0.5×(B-2))	注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。
																											橋軸方向	1/100		
																											橋軸直角方向	1/100		
																											可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5		
																											可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		
																											可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		
																											可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		
																											可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上		
10	5	鋼橋架設工	2		支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	±5	B: 支承中心間隔 (m)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。		10	5	鋼橋架設工	2		支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	±5	B: 支承中心間隔 (m)	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。								
																										可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 +10以上	注2) 可動支承の遊間 (La、Lb) を計測し、上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。		
																										支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋 鋼橋	±5 (4+0.5×(B-2))	注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。	
																										橋軸方向	1/300			
																										橋軸直角方向	1/300			
																										可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
																										可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
																										可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
																										可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			
																										可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上			

諸基準値の改定に伴う修

諸基準値の改定に伴う修

現行								改定								改定理由						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			10	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。			ブロックアウト型高欄に測定箇所を見直し
						地覆の幅 w2	-10~+20										地覆の幅 w2	-10~+20				
						高さ h1	-20~+30										高さ h1	-20~+30				
						高さ h2	-10~+20										高さ h2	-10~+20				
						有効幅員 w3	0~+30										有効幅員 w3	0~+30				

現行										改定案										改定理由					
編	章	節	条	枝番	工種	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	規格値		測定基準		測定箇所	摘要			
						個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)										個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)							
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2		厚さは10m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長20m毎に1箇所を割とし、延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2		厚さは10m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長20m毎に1箇所を割とし、延長20m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9																		
						幅 w	-25																		
						延長 L	-50																		
						平坦性	-	3mプロフィールメーター(φ)2.4mm以下直読式(足付き)(φ)1.75mm以下																	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案) (路面切削工編) に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数をえることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数をえることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の策定による改定。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9																	
						幅 w	-25																	
						延長 L	-50																	
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(φ)2.4mm以下 直読式(足付き) (φ)1.75mm以下																